

有識者会議見解

第1. 日本学生野球憲章 19 条・13 条と、本答申との関係

本答申の提示する措置は、形式的な文言解釈からすれば憲章 13 条に抵触するが、憲章は、上位の法規である教育基本法及び学校教育法に定める理念を実現するためにとられる教育上の措置についてはこれを当然の前提として規定を定めていると解されるところ、本答申の提示する措置は、上記各法に基づき、各法に定める目的を達成するための措置として行われるのであるから、特待生の採用が本答申の提示するところによって行われる限り、同条に違背しないと解される。

第2. 私学経営権と本答申との関係

私学経営権も公共の利益によって制限されるところ、日本学生野球憲章は、「学生野球の健全な発達」（第1条）という公共の利益に必要な限度で各種の規制を定めるものであるから、その規制が学生野球を健全に発達させるために必要にしてかつ合理的である限り、私学経営権が制限されてもやむを得ないところである。

その観点から本答申の提示する措置をみると、特待生承認に付された条件は、人数に関する規制以外はいずれも、学生野球の選手が野球によって学生としての本旨をそこなうことのないように、必要にして最低限の措置を定め、もって学生野球が健全に発達するための規制であって、合理的であると考えられる。

次に、人数に関する規制は、過剰な勝利至上主義に陥るのを防ぐと共に、野球大会における公平性を確保するためのものであって、日本高等学校野球連盟（以下「高野連」という。）は、憲章及び寄附行為に基づき、全国大会が一般国民に疑念なく支持され、それが野球を行う選手や応援団員のはげみとなり、もって高校野球がより健全に発達するよう措置する義務と権利を有している。

もとよりその措置は、憲章を守ることを合意して加盟している会員（その構成員を含む。）を対象とするものに限り、かつ、違反に対する制裁も、野球に関するものに限定される。

その限度において、高野連が、行き過ぎた勝利至上主義を排除するとともに大会における公平性の基本を守るための措置として特待生の人数を制限することは、合理的であると考えられる。

なお、法的に言えば、私学は日本高野連の制限する人数以上の特待生を採用する権利を有している。ただ、日本高野連に加盟している限り、その加盟学校との試合はできないということになるだけである。